

極秘

8

局長事務引継事項

38. 4.

理財局外債課

- 1 日韓会談関係
- 2 在外財産問題
- 3 賠償等対外債務及び経済協力実施状況  
(一覧表)
- 4 日韓経済技術協力協定
- 5 クレーム

## 1 日韓会談関係

### (1) 経緯（経済協力方式による請求権問題の解決）

これまでの日韓会談における請求権問題の討議は、対日平和条約第4条に基づく韓国の対日請求権を解決することを目的とし、法的根拠があり、かつ、事実関係も十分に立証されたものについてのみ、日本側がその支払いを認めるという前提に立つて進められてきた。しかるに、会談（請求権委員会）における討議の結果明らかになつたところでは、法的根拠の有無に関する日韓間の見解には大きな距りがあり、また事実関係を正確に立証することも戦後十数年を経た今日となつては極めて困難なことが判明するに至つた。

しかしながら、このような日韓間の対立を無期限に放置し、日韓会談の妥結、日韓国交正常化の実現をいつまでも遅らせることは大局的見地からみて適当でないと判断したわが国外交の最高方針により、日本側としては、かつて一つの国家を形成していた日韓間の特殊関係を考慮し、かつ将来における両国間の親交関係を樹立、発展せしめるために、従来の方法を脱却して新しい工夫をこらすこととして、この際韓国の民生安定及び経済発展に貢献することを目的

として同国に対し経済協力を行なうこととし、あわせてこのような経済協力の供与の随伴的な結果として、平和条約第4条の問題が同時に解決し、もはや存在しなくなつたことを日韓間で確認するという方式に切換えることとなつた。

かかる方針のもとで行なわれた昨年8月の予備交渉再開以来の両国間の折衝—とくに11月の大平・金会談を主軸として—の結果、次項2に述べるような請求権問題の解決に関する大筋の合意が成立するに至り、日韓会談の一方の極であつた請求権問題はここに大きな峠を越すこととなつた。しかし、会談の他方の極である漁業問題については、両国の従来の主張の間にはいまだ歩み寄りがみられない状態であり、かつ最近の韓国政情の不安定も手伝つて、日韓会談の妥結までには未だ相当の時日を要するものと考えられる。

## (2) 請求権問題解決の合意内容

日韓間の交渉において現在までに大綱につき意見一致をみた請求権問題の解決内容は、次の通りである。

### (1) 経済協力の供与

- ① 無償経済協力は総額3億ドルとし、毎年3000万ドルづつを10年間にわたり日本国の生産物及び役務により供与する。ただし、わが国の財政事情によつて

は、双方合意の上繰上げ実施することができる。

㊦ 有償経済協力（長期低利借款）は総額2億ドルとし、10年間にわたり海外経済協力基金より供与する。その条件は年利率3.5%、償還期限20年程度、据置期間7年程度とする。

㊧ 以上のほか相当額の通常の民間信用供与が期待される。

### (ii) 日韓オープン勘定の決済

なお、上記のほか、韓国側は貿易上の債務4573万ドルを一定期間中に償還することが了解されている。

(注) 1 37年11月の大平・金会談では、両者間で合意をみた事項について双方ともその合意の線でそれぞれ国内をまとめるよう努力することを約し、その結果日本側は総理の了承を経た上でわが方の提案を12月に予備交渉の場で韓国側に手交したが、韓国側ではこれに対する回答を38年1月に金部長の大平外相宛書簡の形で行ない、日本側の上記提案が大体大平・金合意事項と同じ内容であると認めながらも、後記3に述べるごとく両国間の理解に相違があることを指摘している。

2 上記無償・有償の経済協力の供与の随伴的な結果として、平和条約第4条に基づく請求権の問題も同時に解決し、もはや存在しなくなるの点については、現在までのところ日韓間で文書の形で確認したものは見当たらないが、外務省によれば、これは当然の前提事項であり、将来の協定締結に当つては、その趣旨が明記されるはずであるとしている。

(3) 合意内容に関する両国理解の相違点

上記の請求権問題解決の合意内容については、日韓両国がそれぞれ理解しているところに次のような相違点が存している。(この相違は事務的につめられる性質のものではなく、政治的な折衝に俟たなければならないところであるが、この点の調整は現在までのところ行なわれていない。)

- (i) 日韓オープン勘定残高の返済については、日本側は5年間で返済を受けることとしているが、韓国側では無償供与額から10年間にわたり差引くことを主張している。
- (ii) 長期低利借款について、日本側は7年据置後13年間に返済(合計20年)としているのに対し、韓国側では7年据置後20年間に返済(合計27年)と考えている。

(iii) 民間借款について、韓国側は金額を明記し、しかも1億ドル以上と、それが最低限であるよう規定することを主張している。

(4) 関連諸問題（とくに対国会関係）

(i) 李ライン侵犯を理由に韓国側に不法拿捕された日本漁船に関する請求権については、外務省は当初船舶問題の一環として相互放棄の対象とする線を考えていたが、当省側の強い反対申入れもあつて、現状では放棄を謳わずに、漁業問題の一環として解決する方針であるとの態度を示している。

(ii) 韓国人個人からの請求が将来提起されても、請求権問題はすでに解決されたことを理由に一切拒否することを可能にするために、協定にこの趣旨を織込むこと、また国内関係法制を整備するとの方針を明らかにしている。

(iii) 北鮮関係の請求権（日本側請求権も含め）については、政府としては、現在のところ白紙の状態にあると考える（平和条約第4条の規定は現在のところ北鮮には適用がない）と述べている。

(iv) 在韓財産については、平和条約第4条(b)項によりわが国は請求権主張を行なえないこととなつているが、その

原所有者に対する補償問題については、政府としては、他の在外財産の場合と同様、法的には国に補償責任はないとの態度をとっている。

なお、在韓財産額については、日韓会談がまだ交渉中であること、また資料が不備でありこれを公表することはかえつて混乱を招くという理由により、金額を明らかにすることは一切差控えることとしている。

(v) 従来の韓国側8項目の請求については、政府は将来適当な時期にその内容を明らかにする旨、言明している。